明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務一六）　一
○政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令（財務一〇）　四
○電気工事士法施行規則の一部を改正する省令（経済産業二一）　一二
○移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通一一）　一三
○防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（防衛三）　二五
〔告　示〕
○電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件（総務一一三）　二六
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一一四）　二七
○健康保険印紙の形式の一部を改正する件（財務七七）　二六
○令和三年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（同七八）　二六
○健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程の一部を改正する件（厚生労働一一五）　二四
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　二五
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
令和三年度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施関係　二六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、解散命令関係　二六
会社その他
会社決算公告　二七

省令

○法務省令第十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項、第十九条の十八第一項及び第二項、第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項、第十九条の三十第二項並びに第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十日

法務大臣　上川　陽子